

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について

この度の地震による被害を受けられた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。あわせて、被災された方々が一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、今回の地震により被災された方々に対する当庫の対応につきまして、以下のとおり状況に応じたお取り扱いをさせていただくことをご案内いたします。

○ お取り扱い内容

1. 預金等にかかる対応について

- ・預金証書・通帳を紛失した場合でも、ご本人さまであることを確認して払戻しに応じます。
- ・お届け印鑑のない場合には、自署にて応じます。
- ・ご事情によっては、定期預金の期限前払戻しに応じます。また、これを担保とする貸付にも応じます。
- ・今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう努めます。
- ・今回の災害のため支払いができない手形・小切手についての不渡処分については、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。
- ・汚損・損傷した紙幣および貨幣の引換えに応じます。

2. 融資等にかかる対応について

- ・今回不測の災害を受けられた勤労者の方々に対する、災害復旧資金の融資を取り扱っております。
- ・今回の被災の影響により、現在お借り入れいただいている住宅ローン等のご返済が困難となったお客様は、窓口へご相談ください。
- ・災害の状況、応急資金の需要等を勘案し、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の貸付条件変更等、被災された方々の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用にかかる相談に適切に応じます。

○ お問合せについて

被害に遭われたお客様でお困りのことがございましたら、お気軽に北海道ろうきん窓口までご相談ください。